千葉市監査委員告示第１２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和５年１２月２１日

千葉市監査委員　宍　倉　輝　雄
同　　　　　　　宮　原　清　貴
同　　　　　　　米　持　克　彦
同　　　　　　　白　鳥　　　誠

５千総業第２７１号
令和５年１２月１３日

千葉市監査委員　宍　倉　輝　雄　様
同　　　　　　　宮　原　清　貴　様
同　　　　　　　米　持　克　彦　様
同　　　　　　　白　鳥　　誠　　様

千葉市長　神谷　俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和３年度及び令和４年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定により別紙のとおり通知します。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果

Ⅱ－１　公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について　４．緑公園緑地事務所の監査結果について　（３）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③原動機付自転車の解体処分について【緑公園緑地事務所】（報告書 P100） 千葉市庁用自動車管理規則第 2 条により、原動機付自転車は庁用自動車に該当し、千葉市物品会計規則に従って適正に管理する必要がある。同規則第 42 条では、使用中の物品のうち、将来使用の見込がないと認められる物品があるときは、物品処理伺書により不用の決定をすることができるとされている。また、同規則第 43 条第 2 項では、不用の決定をした物品のうち、売り払うことができないと認められるものについては、廃棄処分をすることができるとされている。 緑公園緑地事務所では、原動機付自転車 1 台が、ナンバープレートが取り外された状態で、事務所裏倉庫内に残置されていたことが確認された。なお、当該原動機付自転車は、平成 25 年 3 月 26 日付けで原動機付自転車廃車申告が受理されている。廃車手続が完了した後、速やかに解体（スクラップ）処分が行われていない事務は適切ではない。 【結果（指摘）】 物品管理事務の適正性を確保し、物品の適切かつ効率的な使用と管理を実施するためには、緑公園緑地事務所は、既に用途廃止（抹消登録）の事務手続が完了し、使用の見込みがなく売り払うことができないと認められる原動機付自転車については、限りある資源の有効活用という点を踏まえながら、速やかに車体を解体（スクラップ）処分されたい。	使用見込みのない原動機付自転車については、令和 4 年 9 月 1 日に廃車処分を完了した。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果

Ⅱ−２　大規模公園等の監査結果について　３．稲毛海浜公園の監査結果について　（３）結果

③　物品の適正な管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア．破損した備品について【公園管理課】（報告書P185） スポーツクラブ NAS 株式会社は、稲毛海浜公園内にある球技場において設置されている屋根付きベンチが、暴風雨により屋根部分が破損したため、基本協定書第 35 条 2 に基づき公園管理課へ修繕の必要性について報告を行っている。 当該備品について、公園管理課は、他の施設で活用される可能性を検討し、活用されない場合には千葉市物品会計規則第 42 条に基づき不用の決定を行う必要があるが、実施されていない。 当該ベンチは、屋根部分の破損に関して修繕を実施せずに、球技場の空きスペースに放置されているため、公園管理課は、千葉市物品会計規則第 42 条第 1 項に基づき不用の決定を検討しなければならないが、公園管理課において当該不用の決定を実施しておらず問題である。 【結果（指摘）】 物品管理事務の適正性を確保し、物品の適切かつ効率的な使用と管理を実施するために、公園管理課は、使用が見込まれない物品に関して、千葉市物品会計規則第 42 条に基づき不用の決定を行い処分されたい。	屋根付きベンチについては、令和 4 年 3 月 23 日付けで廃棄処分を行った。 なお、当該屋根付きベンチは、平成 12 年度に球技場の改修工事を行った際、施設の附属物として設置したものであるため、備品登録等は行っていない。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果

Ⅱ－２　大規模公園等の監査結果について　９．その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

９－２．千葉市都市緑化植物園の監査結果について　（３）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②指定管理者購入備品の台帳登録漏れについて 【公園管理課】（報告書 P352） 前指定管理者である千葉県まちづくり公社が、指定管理料を財源として指定期間中に購入した備品については、前指定管理者が管理台帳を作成して管理していた。指定管理者が、指定管理料を財源として指定期間中に購入した備品については、市に帰属することとなっているが、市の備品明細一覧表にはこれらの備品は登録されていなかった。 指定管理者が指定管理料を財源として指定期間中に備品を購入した場合、千葉市物品会計規則第23条及び第24条に規定する物品受入れの手続き等を行うこととされているが、それが行われていなかったため、合規性違反にあたる。 原因としては、指定管理者が備品を購入した際に、市に報告する義務がないことから指定管理者から適時に報告がなかったことや、年に１回の全庁的な備品確認の際に指定管理者からの報告が漏れていたことなどが考えられる。 【結果（指摘）】 指定管理者が指定管理料を財源として指定期間中に購入した備品については、市に帰属することとなっているため、市所管課は、指定管理者に対して備品購入の事実については月次又は年次での報告を義務付け、また、市所管課としても定期的な現地視察の際に指定管理者購入備品の存在について積極的に確認を行うことで、指定管理者による備品購入の事実を網羅的に把握し、適時に備品台帳に登録する事務を徹底されたい。	指摘を受けた備品については、令和４年２月１日付けで備品登録を行った。 指定管理者が購入した備品の報告については、備品登録依頼書を提出させ、適時に備品登録を行うこととした。 また、所管課においても、施設の備品確認を行っている。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果

Ⅱ-３　出資団体の監査結果について　１．株式会社千葉マリンスタジアムの監査結果について

（３）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②業務委託契約の方式について【(株) 千葉マリンスタジアム】（報告書 P371） （株）千葉マリンスタジアムは、業務を委託する場合に、業者選定基準に準拠しており、その中で「業者から見積書、仕様書又は企画書その他の必要な書類を徴収し」と記載している。仕様書については、(株) 千葉マリンスタジアムが委託を行う立場として委託先に業務内容を提示するものであり、業者から徴収する書類ではない。委託先である業者が仕様書を作成し委託元に提出することは、仕様書を作成した委託先に有利な仕様書となっている可能性が高く、そのような仕様書に基づき委託先を選定することや委託先に業務を実施させることは、競争性や公平性が担保されていないと考えられるため問題である。 【結果（指摘)】 （株）千葉マリンスタジアムは、業者選定基準に関して、公正な競争を担保するために、仕様書を委託先から入手する記載を削除されたい。	令和 5 年 4 月 1 日付けで業者選定基準を改訂し、仕様書を委託先から入手する旨の記載を削除した。

令和４年度包括外部監査
監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について
第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果
８．高齢福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について
（３）結果　①［50 住宅改修費戻入］に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア　時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等について【高齢福祉課】（報告書 P165） 　住宅改修費戻入は、高齢者住宅改修費支援サービス事業の実施に伴い発生した未収債権である。当該事業は、高齢者又は介護者が住宅設備を高齢者に適するように改修するために要する費用について、当該高齢者又は介護者に対し助成する事業であり、これにより高齢者の自立の促進等を図り、もって福祉の向上に資することを目的としている。 　この制度を悪用した改修工事事業者が、平成 13 年度及び平成 14 年度に高齢者住宅改修工事を実施し、工事内容を偽って助成金申請の工事費積算を行ったことから、工事内容と完了届の間に差額が生じたものについて返還を請求したものが未収入金となっている。 　改修工事事業者は、この差額を返還することで一旦は約束するが、交渉記録の概要のとおり、この未収債権は既に時効期間（10 年）が経過しており、債務者が時効の援用を様式により又は口頭により行えば、債権は消滅することとなる。しかし、現在に至っても債務者は時効の援用を行っていない。 　平成 16 年 1 月 16 日に債務の承認の事実が確認できることから、平成 26 年中には時効期間が経過している。平成 17 年 2 月 22 日から平成 30 年 9 月 4 日まで交渉記録がないが、この案件では時効期間を徒過してしまったものと認識することができる。市所管課としては、その間の事情を確認することができないということであった。 　適切な時効管理ができていれば、債務者に対する法的措置（債務名義の取得等）を実施することも必要であったと考えられる。（地方自治法施行令第 171 条の 2） 【結果（指摘①）】	住宅改修費戻入の未収債権に係る適切な時効管理のための手続については、令和 5 年 3 月に、債権管理台帳を作成して進捗状況を管理するなどの留意事項等を事務処理マニュアルに明記し、所属職員へ周知徹底した。

住宅改修費戻入の未収債権は、複雑な経緯を経て現在に至っており、交渉記録も一部確認できないところもあるが、時効期間の適切な管理が結果としてできなかったことから、消滅時効の期間を徒過したものと考えられる。今後は、このような時効管理の問題が起きないよう、業務手順等に適切な時効管理の手続を明記し、内部統制の整備の有効性を担保するためにリスクの適正な管理のための取組を実施されたい。	

令和４年度包括外部監査
監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について
第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果
８．高齢福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について
（３）結果　①［50 住宅改修費戻入］に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア　時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等について【高齢福祉課】（報告書 P165） 住宅改修費戻入は、高齢者住宅改修費支援サービス事業の実施に伴い発生した未収債権である。当該事業は、高齢者又は介護者が住宅設備を高齢者に適するように改修するために要する費用について、当該高齢者又は介護者に対し助成する事業であり、これにより高齢者の自立の促進等を図り、もって福祉の向上に資することを目的としている。 この制度を悪用した改修工事事業者が、平成 13 年度及び平成 14 年度に高齢者住宅改修工事を実施し、工事内容を偽って助成金申請の工事費積算を行ったことから、工事内容と完了届の間に差額が生じたものについて返還を請求したものが未収入金となっている。 改修工事事業者は、この差額を返還することで一旦は約束するが、交渉記録の概要のとおり、この未収債権は既に時効期間（10 年）が経過しており、債務者が時効の援用を様式により又は口頭により行えば、債権は消滅することとなる。しかし、現在に至っても債務者は時効の援用を行っていない。 千葉市債権管理条例によると、「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」当該未収金を放棄することができるとされている（条例第７条第１号）が、市所管課としては、債権放棄に向けた手続に着手することが遅れてしまった。 【結果（指摘②）】 当該住宅改修費戻入の未収債権は債権放棄に至っていない。債務者が時効の援用を行えば債権は消滅する状態であるが、一方で、債務者が自主的に納付することも期待することができない。そのため、千葉市債権管理条例に定める債権放棄の手続を速やかに進められたい。	消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない住宅改修費戻入の未収債権について、令和５年３月に債権放棄の手続（千葉市債権管理条例第７条第１号該当）及び不納欠損処分を行い、令和５年９月に議会へ債権放棄の報告をした。

令和４年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果

２３．下水道経理課が所管する未収債権管理の監査結果について

（３）結果　②［32 農業集落排水処理施設使用料］に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア．滞納者との間の履行延期の処分について【下水道経理課】（報告書 P337） 滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法 695 条）あるいは地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づく履行延期の処分によることとなるものの、現状、市所管課ではいずれの手続きも行っていない。 履行延期の処分について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の処分を認めるための要件として、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定められているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。 しかし、市所管課では、債務者の資力要件について裏付けをとることなく、分納誓約書の提出のみで分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用をしている。 一般的に、滞納者との間の分割納付は、再度の滞納のリスクが高まるところ、将来的に滞納者の財産への差し押さえによる回収も検討しなければならない。 非強制徴収公債権は強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の処分を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。 したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定める	事務処理マニュアルを改正し、履行延期の処分が適用できる事案については、必要書類を提出させた上で履行延期の手続をとるよう運用を改めた。

ところにより履行延期の処分を行えば、将来の再度の不履行に備えることができるものと考える。 【結果（指摘）】 　滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を潜脱する方法である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、債務者の保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。	

令和４年度包括外部監査
監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について
第３　外部監査の結果　Ⅱ　各論としての外部監査結果　Ⅱ-25. 病院局が所管する未収債権管理の監査結果について　（３）結果　①　[12 市立病院診療費] に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ウ．分割納付の誓約書の宛先について【経営企画課】（報告書 P354） 青葉病院において、滞納者から分割納付の申請を受ける際に使用している様式である「料金納付誓約書」について、令和３ 年度に実際に滞納者から提出された誓約書のサンプルを入手し、閲覧したところ、「（あて先） 千葉市長」と記載されていた。当該様式は青葉病院が使用しているシステムから出力されるものであるため、青葉病院が滞納者に提出を求め、提出を受けたすべての誓約書についても、同様に千葉市長宛になっているものと推察される。 市立病院は地方公営企業であり、市長部局ではないことから、市立病院の長は千葉市長ではなく、千葉市病院事業管理者である。したがって、分割納付の誓約書のあて先についても、千葉市長あてではなく、千葉市病院事業管理者宛てとする必要がある。 【結果（指摘）】 青葉病院が使用している「料金納付誓約書」のあて先を千葉市病院事業管理者に訂正されたい。	青葉病院が使用している「料金納付誓約書」のあて先については、令和５年２月から千葉市病院事業管理者に改めた。